

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	炉心スプレイ系（B）系出口ラインベント配管の保温材に破損が認められたため、当該保温材を修理	D	
2	2号機	原子炉冷却材浄化系熱交換器室監視用テレビカメラの操作レバーの破損が認められたため、当該操作レバーを交換	D	
3	2号機	原子炉格納容器弁システム漏えい処理系温度警報付記録計に動作不良と思われる「温度高」の警報発生が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	3号機	構内火災警報装置監視システム子局制御装置（No. 7）において、バッテリー交換時期を示す表示の発生が認められたため、当該バッテリーを交換	対象外	
5	3号機	タービン建屋東側ヤードにおいて、地面の陥没（10cm×10cm×深さ20cm程度）が認められたため、当該陥没箇所を立入制限及び対応検討	D	
6	4号機	原子炉建屋大物搬入口における物品搬出のための汚染確認測定において、汚染物品（資材保管箱）が確認（4.7Bq/cm ² ）されたため、当該物品を養生、仮置するとともに調査、対応検討	D	
7	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ検出器（44-21C）のケーブル側コネクタに被覆の損傷が認められたため、当該モニタをバイパスし、当該コネクタ部を修理	D	
8	4号機	高圧注水系タービン温度記録計に記録用紙の送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉建屋2階非常用電気品室用換気空調系空調機の基礎部コンクリートにひびが認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	廃棄物処理建屋中央操作室換気空調系空調機（非管理区域）のドレン配管に詰まり及びドレン水の床面への滴下（1滴/秒程度）が認められたため、当該滴下水を除去及びドレン配管を清掃	D	
11	6号機	原子炉格納容器試料採取系酸素濃度記録計に指示値不良（指示値変動）が認められたため、当該記録計を点検・修理	C	
12	集中環境施設	高温焼却炉設備排気筒プロセス放射線モニタ（トリチウム捕集装置冷凍機（A））に「冷凍部温度異常」警報が発生したため、調査後対応検討	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉電気品室換気空調系空調機用冷却コイルカバーの下部シール部より水（結露水）のにじみが認められたため、当該シール部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで